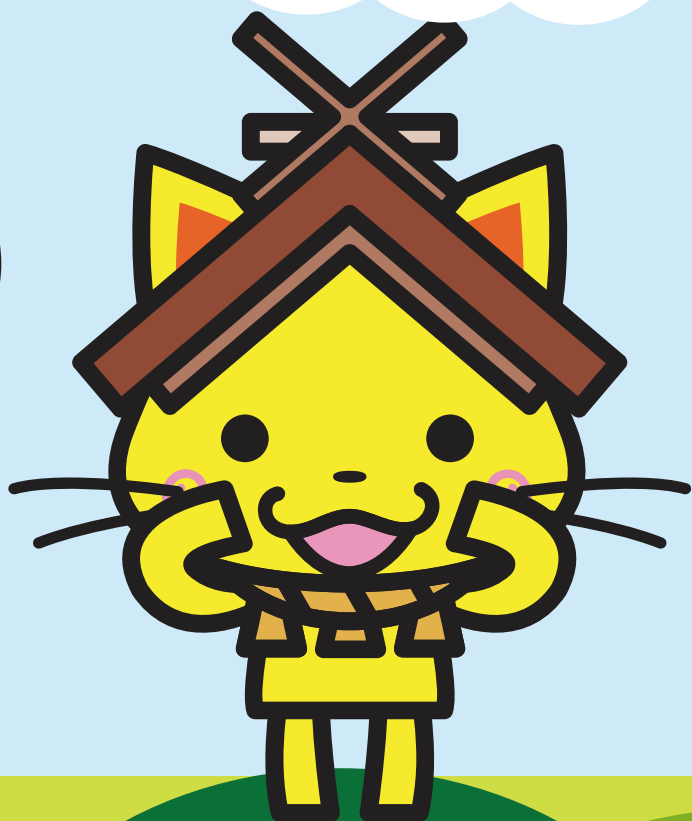


第47回

衆議院議員総選挙

第23回 最高裁判所裁判官国民審査

たいせつな一票、
投票に行こうにゃ♪



島根県観光キャラクター
「しまねっこ」

島観連許諾第 2316号

投票日

12月14日

日

島根県選挙管理委員会・島根県明るい選挙推進協議会



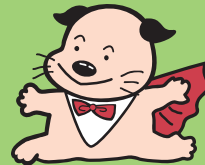
島根県明るい選挙推進
シンボルキャラクター
「ホップくん」

第47回 衆議院議員総選挙 第23回 最高裁判所裁判官国民審査

投票日 **12月14日**
投票は原則午前7時から午後8時までできます。
(終了時間は投票所により異なるのでご注意ください)

衆議院議員総選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙によって議員を選びます。

小選挙区選挙は、1つの選挙区から1人の議員を選びます。島根県は2つの選挙区に分かれています。比例代表選挙は、全国11のブロックごとに行なわれます。島根県は中国ブロック(定数11)に属しています。同時に、最高裁判所裁判官の国民審査が行なわれます。



島根県明るい選挙推進
シンボルキャラクター
「ホープくん」

投票は3種類です

衆議院議員総選挙

小選挙区選挙の投票

候補者の氏名を書いてください。



比例代表選挙の投票

政党の名称(略称)を書いてください。



最高裁判所裁判官国民審査

国民審査の投票

やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書いてください。やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。



小選挙区の区域は2つです。

小選挙区第1区

小選挙区第2区

■出雲市では

旧平田市は第1区、旧出雲市、旧斐川町、旧佐田町、旧多伎町、旧湖陵町、旧大社町は第2区となります。

■雲南市では

旧大東町、旧加茂町、旧木次町は第1区、旧三刀屋町、旧吉田村、旧掛合町は第2区となります。



詳しくは、市町村選挙管理委員会におたずねください。

選挙に関する情報をインターネットでも提供しています。
[ホームページアドレス] <http://www.pref.shimane.lg.jp/senkyo/>

選挙当日、投票に行けない人は？

期日前投票制度

仕事を休まなくても大丈夫。

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの用事で投票所に行けない方は、選挙人名簿に登録されている市町村選挙管理委員会の期日前投票所で投票日前でも投票することができます。



●期日前投票ができる期間と時間

平成26年 **12月3日(水)～12月13日(土)**

受付時間 / 午前8:30～午後8:00 (土曜日・日曜日も受け付けています。)

国民審査は、12月7日(日)からになります。

※一部の期日前投票所では投票できる期間や時間が異なる場合があります。

不在者投票制度

長期出張でも大丈夫。

■次の方は不在者投票ができます。

●仕事や旅行などで、選挙期間中、選挙人名簿登録地以外の市町村に滞在している方(事前に手続きが必要です。)



老人ホームに入所中でも大丈夫。



●不在者投票ができる施設として指定を受けている病院や老人ホームに入院 又は入所している方(病院長や老人ホームの長に申し出てください。)

●身体障害者手帳 又は戦傷病者手帳をお持ちで法令で定める重度の障がいがある方、介護保険の被保険者証に要介護5の記載がある方(郵便などによる不在者投票ができます。)

前回の衆議院選挙との変更点

成年被後見人の方の選挙権が回復しました。

●詳しくは、総務省HPをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/touhyou/seinen/index.html

インターネットを使った選挙運動が出来るようになりました。未成年(年齢満20歳未満)は選挙運動はできません。

●詳しくは、総務省HPをご覧ください。

ネット選挙運動総務省

検索